

給付一覧 添付いただいた書類はお返ししません。(コピー可)

※証明書が2枚以上になる場合は、すべての頁を添付して下さい。

祝 金			
給 付 事 由		給 付 額	添 付 書 類
結 婚	会員が結婚した時 (会員期間内1回を限度)	20,000円	次のうちのいずれか一つ ◆ 戸籍謄本（夫婦が記載されているもの） ◆ 婚姻届受理証明書
銀 婚	会員が結婚して満25年を迎えた時	20,000円	戸籍謄本（夫婦が記載されていて、満25年以後発行のもの）
金 婚	会員が結婚して満50年を迎えた時	30,000円	戸籍謄本（夫婦が記載されていて、満50年以後発行のもの）
出 産	会員又は会員の配偶者が出産した時 (注意) ◆ 多子出産の場合は1児につき1件 ◆ 妊娠7ヶ月以上の流産、死産及び早期新生児死亡（7日以内）は含まれません。	20,000円	次のうちいずれか一つ ◆ 母子手帳の出生届出済証明書 ◆ 戸籍謄本
入 学	会員の子が小学校に入学した時	10,000円	就学又は、入学通知書の写と次のうちいずれか一つ ◆ 母子手帳の出生届出済証明書 ◆ 戸籍謄本

➡2022年及び2023年に銀婚に該当する方は、1997年及び1998年に結婚した方です。

➡2022年及び2023年に金婚に該当する方は、1972年及び1973年に結婚した方です。

見 舞 金							
給 付 事 由				給 付 額		添 付 書 類	
入 院	会員が傷病で入院した時					◆ 入院期間が記載されている医師の診断書、領収書又は請求書（医療機関の発行した入院期間を証明できるもの） (注意) 入院見舞金を請求し、次回の請求は退院日が1年以上経過していないと請求できません。	
	連続して7日以上			3,000円			
	連続して14日以上			5,000円			
	連続して30日以上			10,000円			
	連続して60日以上			20,000円			
連続して90日以上			30,000円				
障害見舞金			等 級	1	100,000円	◆ 身体障害者手帳	
				2	90,000円		
				3	80,000円		
				4	70,000円		
				5	60,000円		
			6	50,000円			
住 宅 災 害	会員の居住する家屋及び家財等に損害を受け、罹災証明が発行された場合			20,000円		◆ 消防署等の発行する罹災証明書	

死 亡 弔 慰 金						
給 付 事 由			給 付 額		添 付 書 類	
死 亡 弔 慰 金	会員の死亡	会員期間	20年以上	100,000円	◆ 会員の死亡事項登載の戸籍謄本、死亡診断書、又は死体検案書のうちいずれか一つ ◆ 会員と受取人の続柄を証明する戸籍謄本抄本等 受取人の順位及び範囲は次のとおり 第1位 配偶者（同居の内縁を含む） 第2位 子 第3位 父母 第4位 孫 第5位 祖父母 第6位 兄弟姉妹	
			10年以上	80,000円		
			5年以上	70,000円		
			5年未満	50,000円		
	会員の配偶者		20,000円		◆ 死亡事項登載の戸籍謄本で会員との続柄が明らかなもの ◆ 流産、死産の場合は医師の証明書又は死胎火葬許可証 会員の子 ◆ 妊娠7ヶ月以上の流産、死産及び早期新生児死亡（7日以内）を含みます。	
	会員の子		10,000円			
	会員の親		10,000円			

※入院・障害・住宅災害の各見舞金及び会員・家族の死亡弔慰金については、その発生原因に災害救助法（昭和22年法律118号）が適用になるときは、支給されません。

※会員が口座番号等を誤り振込みができず再振込をした場合、その際必要になった手数料を給付金から相殺して、改めて振込みいたします。

※給付金請求書は、43ページと44ページにあります。コピーしてご利用ください。必ず表裏の2枚セットでご請求ください。

※給付金請求は、1事由毎の請求になります。2件の請求事由がある場合は給付金請求書が2枚必要です。